

コロンビア―ベルギー、ドイツ、オランダからの冷凍フライドポテトに対する

アンチ・ダンピング措置

パネル報告書（DS591）・MPIA 仲裁（DS591/ARB25）

岩月直樹（立教大学）

【概 要】

1. 事実関係の概要

- ― コロンビアがベルギー、ドイツ、オランダから輸出された加工冷凍ジャガイモ（フライドポテト）に対するアンチ・ダンピング税の賦課が、アンチ・ダンピング協定の諸条（第 2.4 条、第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条、第 3.5 条、第 5.3 条、第 6.5 条、第 6.5.1 条、第 6.8 条）、関税評価協定第 10 条、GATT1994 第 6 条に反するとして、EU が訴えた事案。
- ― パネルは最終報告において、コロンビアによる調査開始に関わる証拠の評価、ダンピング価格差の計算、損害および因果関係に関する判断、提出された情報の秘密としての扱いなどについて、アンチ・ダンピング協定上の義務違反を認定。
- ― パネルの最終報告に対し、コロンビアは MPIA 仲裁を利用して上訴。MPIA 仲裁は調査開始に関わる証拠の評価についてのパネルの判断を厳格にすぎるとして覆したが、その他についてはパネルの判断を維持。

2. 主要論点と結論

〔パネル報告〕

- ① コロンビアの調査当局（MINCIT）が、調査の開始に際して、対象製品の正常価額の評価を国内販売価格ではなく、英国向けの販売価格を用いたことが、アンチ・ダンピング協定第 5.3 条に適合するものであったか。
 - ⇐ 国内生産価格に代えて第三国向け輸出価格を用いることが本件事情の下で「適当」であるかをコロンビアは検討しておらず、アンチ・ダンピング課税措置のための調査を開始する際に提出された証拠を十分に検討していない点において、第 5.3 条に違反したことを EU は証明したと認定。
- ② MINCIT が本件国内申請者の提出した申請に含まれる情報を秘密扱いとしたことが、アン

チ・ダンピング協定第 6.5 条に適合するものであったか。

⇐ 秘密扱いとするのに必要な「正当な理由」の提示を求めないままに、申請者が一部を省略して提出した証拠をそのまま秘密扱いとした点において、コロンビアは第 6.5 条に違反したことを EU は証明したと認定。

- ③ MINCIT がダンピングの価格差を計算する際に、調査対象企業の提出した輸出価格ではなく、自らに「知ることができた事実」(facts available) に基づいたことが、アンチ・ダンピング協定第 6.8 条に適合するものであったか。

⇐ コロンビアはダンピング認定に際して、輸出業者の提出した輸出価格ではなく、自らの公式輸入統計から抽出した輸出価格情報を利用した点で、第 6.8 条に違反したことを EU は証明したと認定。

- ④ MINCIT がダンピング・マージンの認定において、輸出業者が要請した調整を拒否したことは、アンチダンピング協定第 2.4 条に適合するものであったか。

⇐ コロンビアは輸出業者の要請を拒否する際にその理由を示しておらず、拒否する場合には有すべき適切な基礎を認めることができない点で、第 2.4 条に違反したことを EU は証明したと認定。

- ⑤ MINCIT が損害と因果関係の認定に際して、最終的なデミニミス・ダンピング・マージンおよび最終的なネガティブ・ダンピング・マージンがあるとされる輸入を考慮したことが、アンチ・ダンピング協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条に適合するものであったか。

⇐ 最終的にデミニミス・ダンピング・マージンと認められた場合には、輸出業者に法的に認識されうるダンピングは認められないことから当該輸出業者からの輸入は第 3 条の損害認定に際しては「ダンピング輸入」として扱われてはならず、また公平かつ客観的な当局であれば「ダンピング輸入」によって生じた損害の評価においてネガティブ・マージン輸入を含めるとは考えられないことから、コロンビアが第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条に基づく義務に適合して行動しなかったということを、EU は証明したと認定。

〔MPIA 仲裁〕

- ① アンチ・ダンピング協定第 5.2 条 (iii) にいう「適当な場合には」という文言に基づいて、正常価額を認定する基礎として第 3 国への販売価格を用いる自由を認めず、国内販売価格を用いなかったことについて説明することが求められるとしたパネルの判断は、アンチダンピング協定 5.2 条 (iii) および第 5.3 条についての判断として誤っているか。

⇐ パネル判断が正常価額を認定する基礎として第三国向け販売価格を用いる自由を認めなかった点は、妥当と判断。他方で、コロンビアが第三国向け販売価格を用いることの妥当性と十分性を何ら検討していないとするパネルの判断は本件において適用すべき法的基準を過度に厳格に適用するものであって妥当ではないとし、逆に EU はこの点について証明し得ていないと判断。

- ② MINCIT が省略を伴って提示された情報を「正当な理由」の提示を欠いたままに秘密扱いとしたことをアンチ・ダンピング協定第 6.5 条に違反するとしたパネルの判断は誤っているか。
- ⇨ コロンビアが省略を伴う書面を公式記録としたことは当該情報を秘密として「扱った」ものと認められ、この場合には「正当な理由」の提示を求めることがコロンビアに求められるとし、パネル判断を支持。
- ③ アンチ・ダンピング協定第 2.4 条に基づく輸出業者の包装費用に関する EU の請求はパネルの付託事項に含まれるとしたパネルの判断は誤っているか。
- ⇨ 請求の根拠となる主張 (arguments) は「申立の法的根拠についての簡潔な要約」の一部ではなく、パネル設置要請に含まれている必要はないこと、包装における違いはそうした主張における事実の一面を指摘するものであることを指摘し、パネル判断を是認。
- ④ アンチ・ダンピング協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条にいう「ダンピング輸入」を、輸出業者からのデミニミス・ダンピング・マージンがあるとされる輸入を含むとするコロンビアの解釈は、「許容しうる解釈」であると認められるか。
- ⇨ 「ダンピング輸入」という文言の解釈に際しては、「最終的な」あるいは「正しい」一つの解釈を求めるのではなく、コロンビアの解釈がウィーン条約法条約の定める解釈方法の枠内において「許容しうるもの」と言えるほどに堅固で分析的にも支持しうるものであるか否かを検討する必要があるが、同国による解釈はダンピングの程度がデミニミスであるとされた場合には「直ちに調査を終了」することとしている第 5.8 条を無意味にするものであり許容しうるものとは認められないとして、結論においてパネル判断を支持。

3. 判断の意義

- 本件は MPIA 仲裁が初めて利用され、紛争の解決がはかられた事案である。WTO 紛争処理手続との関係も含め、今後の MPIA 仲裁による紛争解決にとってもモデルケースとなる。
- MPIA 仲裁は、基本的に上級委員会手続に従うものとされ、その Working Procedures にならい、判断の「一貫性および統一性」をはかるために事件を担当する仲裁人以外にも関係書面が仲裁人グループ (pool of arbitrators) に送付され、また仲裁人は仲裁判断を下す前に当該グループと解釈などについて協議することができるとされている。実際、本件においては、最終的な判断が下される前に、仲裁人グループでの協議が行われた。
- 本件パネルは、アンチ・ダンピング協定第 17.6 条(ii)の適用について従来の判断に倣い、同第 1 文は国際法上の条約解釈に関する規則に従った条約解釈を求め、第 2 文は複数の許容しうる解釈がある場合の処理を定めたものとして段階的に適用するとした (2 段階適用)。それに対し、本件 MPIA 仲裁は、第 2 文はそもそも条約解釈の一般規則によっても複数の解釈が導かれ得ることを前提としているとし、第 1 文と第 2 文を統合して適用すべきとの

見解を示し、措置国の解釈が条約解釈の一般規則によって画される許容可能な解釈の範囲内に含まれるか否かを最初から問題とすべきであるとした（段階適用の否定）。

- ウィーン条約法条約が定める解釈規則は、特定の正しい解釈を必然的に導くものとしては定められておらず、むしろそれをふまえることによる条約解釈プロセスの適切さの確保をはかったものとされる。本件 MPIA 仲裁はそれをふまえて第 17.6 条(ii)全体を捉えたものとも言える。これに類する見解を示したのは本件 MPIA 仲裁が初めてではなく、過去のパネルと上級委員会による判断において既に見受けられる。本件 MPIA 仲裁の指摘の意義は、これまでの判断に見られる協定解釈の実態と第 17.6 条(ii)の特徴的な文言に即した形式的定式とのズレ、その意味での従来の判断枠組の虚構性を指摘した点にあるとも言える。
- 実際、第 5.2 条(iii)の「適当な場合には」、また第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および、第 3.5 条にいう「ダンピング輸入」に関する本件パネルと本件 MPIA 仲裁の解釈には、第 17.6 条(ii)に固有の解釈方式と認めうるような規範的な差は見られない。この点、結論についても、本件 MPIA 仲裁が本件パネルと判断を異にしたのは、事実評価の審査(第 17.6 条(i)の問題)における誤りに限られ、協定解釈の審査(第 17.6 条(ii)の問題)についてはパネル判断が維持されているのは示唆的である。
- 他方で、本件 MPIA 仲裁は従来の 2 段階適用を批判してはいるが、だからといって第 17.6 条(ii)が条約解釈の一般規則そのものを確認したものにすぎないとしているわけではない。あくまで、同条項は条約解釈の一般規則を前提とした上で、そうした規則の適用によっても複数の解釈が生じうる場合であって、問題となる措置が許容し得る解釈の一つに依拠している場合には(例え別の解釈がより適切であると考えられる場合であっても)それに敬讓を払って尊重し、協定に適合すると判断すべきとする点に、第 17.6 条(ii)の特徴があるとしている点には注意が必要である。
- とはいえ、複数の解釈がありうる場合の当事国による解釈への敬讓¹という本件 MPIA 仲裁が示す、このような判断枠組も、実際には虚構であるように思われる。国際紛争処理手続一般に言えるものであるが、特に WTO 紛争処理手続また MPIA 仲裁のように、具体的な措置の協定適合性が争われる場合には、措置国の措置に具体化される解釈と協定の条文との

¹ 国家が下した判断への尊重としての「敬讓 (deference)」という用語は、欧州人権裁判所において、人権条約の実施について国家に一定の裁量を認め、その裁量の範囲内にある措置であれば条約違反を生じないとする、欧州人権裁判所において発展した「評価の余地 (margin of appreciation)」理論を想起させる。江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における『評価の余地』理論の新たな発展」明治大学大学院紀要第 29 集 (1992 年) 58 頁。アンチ・ダンピング協定についても、第 17.6 条(i)の事実評価については、これに類する敬讓を認めうるものとして言及されることがある。See Jean-Pierre Cot, "Margin of Appreciation," *Max Planck Encyclopedias of International Law* (Online), paras. 16–28. しかし、本件 MPIA 仲裁が「敬讓」という時、それは条約解釈の一般規則に照らした場合の国家による解釈の許容可能性のことであり、「評価の余地」理論と同じ意味での「敬讓」を問題としているのかは、明らかではない。

関係が問題とされるのであり、抽象的に条文の解釈のみが問題とされるわけではない。言い換えれば、それらの手続においては協定の解釈はその適用と不可分であり、抽象的に可能な解釈の一つに適合するかが問われるわけでない。本件 MPIA 仲裁は、第 17.6 条(ii)の適用上求められるのは、条約解釈の一般規則に従った場合に措置国の解釈に至りえたかであるとし、またその解釈が誠実なもので堅固な論拠に基づいていると言えるかであるとする。このような判断枠組は、しかし、被申立国の措置を正当化する解釈が条約解釈の一般規則に照らして適切でないことを証明することが申立国に求められるということと、実質的に何ら変わりはないであろう。実際、本件 MPIA 仲裁が下した条約解釈に関する具体的な判断にも、条約解釈一般と異なるような、第 17.6 条(ii)に基づく条約解釈審査の特殊性を認めることは難しい。

- 他方で、本件 MPIA 仲裁は、第 17.6 条(ii)に基づく措置国の解釈を審査する際にも、(第 17.6 条(i)に基づく事実評価の審査と同様に) 措置国に代わって「新たに」条約を解釈するのではないとしている。この点に注目するならば、本件 MPIA 仲裁は、問題とされる条約解釈の「許容性」(「許容しうる解釈」であるか)の意味を条約に違反するかしないかという 2 値的判断ではない、別の意味で理解しうることを示唆しているようにも思われる。その場合、そうした「許容性」が認められる場合に行われる措置国による解釈への「敬讓」も、国家の裁量的判断の尊重という意味とは異なる意味で理解しうるかもしれない。もっとも、本件仲裁判断からは、それ以上のことを読み取ることはできない。そうした可能性が今後の MPIA 仲裁、またパネルにおいて具体的な形をとって展開されるのか、注目される。

コロンビア—ベルギー、ドイツ、オランダからの冷凍フライドポテトに対する

アンチ・ダンピング措置

パネル報告書（DS591）・MPIA 仲裁（DS591/ARB25）

岩月直樹（立教大学）

I. 事案の概要

本件は、コロンビアがベルギー、ドイツ、オランダから輸出された加工冷凍ジャガイモ（フライドポテト）に対するアンチ・ダンピング税の賦課が、アンチ・ダンピング協定の諸条（第 2.4 条、第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条、第 3.5 条、第 5.3 条、第 6.5 条、第 6.5.1 条、第 6.8 条）、関税評価協定第 10 条、GATT1994 第 6 条に反するとして、EU が訴えた事案である。コロンビアと EU はパネル設置前にパネルの最終報告に対する上訴手続として MPIA 仲裁の利用を予定し、そのための手続を DSB に通知した。

パネルは最終報告において、コロンビアによる調査開始に関わる証拠の評価、ダンピング価格差の計算、損害および因果関係に関する判断、提出された情報の秘密としての扱いなどについて、アンチ・ダンピング協定上の義務違反を認定した。これを承けてコロンビアが上訴した MPIA 仲裁は、調査開始に関わる証拠の評価についてのパネルの判断を厳格にすぎるものとして覆したが、その他についてはパネルの判断を維持した。

〔パネリスト〕 Hansper TSCHAENI（議長）、Leane Cornet NAIDIN、Margarita TRILLO-RAMOS

〔MPIA 仲裁人〕 José Alfred Graça LIMA（議長）、Alejandro JARA、Joost PAUWELYN

〔第三国参加〕 ブラジル、中国、ホンデュラス、インド、日本、ロシア、トルコ、米国

II. 紛争の概要

II-1. 手続の経過

| | |
|------------------|--|
| 2019 年 11 月 15 日 | EU、DSU 第 1 条および第 4 条、アンチ・ダンピング協定第 17 条、関税評価協定第 19 条、ならびに GATT1994 第 23 条に基づき、コロンビアに協議を要請。 |
| 2020 年 2 月 17 日 | EU、DSU 第 4.7 条および 6 条、アンチ・ダンピング協定第 17.4 条、関税評価協定第 19 条、GATT1994 第 23 条に基づき、パネル設置を要請。 |
| 2020 年 6 月 13 日 | コロンビアと EU、本件に対するパネルの最終報告書について、当該報告書が当事国に通知された日に上級委員会の委員が 3 名に満たない場合に、DSU 第 25 条に基づく仲裁に本件を上訴可能とする旨を、DSU |

| | |
|---------------|--|
| | に通知（合意手続（Agreed Procedure）） ¹ 。 |
| 2020年6月29日 | パネル設置。 |
| 2021年7月27-29日 | 第1回パネル会合 ² 。 |
| 2022年2月1-2日 | 第2回パネル会合。 |
| 2022年3月14日 | パネル、事実および主張をまとめた部分（descriptive part）を当事国に送付。 |
| 2022年6月30日 | パネル、中間報告を当事国に送付。 |
| 2022年8月29日 | パネル、最終報告書を当事国に送付。 |
| 2022年9月13日 | パネル、合意手続に基づく仲裁を予定したコロンビアの要請により手続を停止、Agreed Procedure に従い、MPIA の仲裁人名簿掲載者に最終報告を送付。 |
| 2022年10月6日 | コロンビア、EU との合意手続第5項に基づき、DSU 第25条に基づく仲裁に本件を上訴付託（appellant submission）することを DSB に通知。 |
| 2022年10月12日 | MPIA 仲裁、設置 ³ 。 |
| 2022年11月2・9日 | MPIA 仲裁、当事国と参加第三国に対し、ヒアリングにおいて扱われるべき問題、および扱う必要のない問題を特定するためのプレ・ヒアリングをオンラインで実施。 |
| 2022年11月15日 | MPIA 仲裁、当事国および参加第三国6ヶ国（ブラジル、中国、日本、ロシア、トルコ、米国）に対するヒアリングを実施。 |
| 2022年11月16日 | MPIA 仲裁の仲裁人、仲裁人グループと判断についての協議を実施。 |
| 2022年12月13日 | MPIA 仲裁、営業秘密情報の取扱いを確認するために、仲裁判断をコロンビアと EU に事前送付。 |
| 2022年12月21日 | MPIA 仲裁、確定した仲裁判断をコロンビアと EU に送付。 |
| 2023年12月7日 | コロンビア、本件仲裁判断の実施に関する状況報告（status report）を DSB に送付。2023年11月21日に発令した省令（Ministerial Resolution）により、問題とされた措置についての詳細な審査をふまえ、ダンピング価格差を適切に修正したアンチ・ダンピング課税を賦課することで、パネル報告および仲裁判断を十全に実施し、WTO 上の義務に従っている旨を通知。 |

II-2. 主要な争点

II-2-1. パネル報告

¹ WT/DS591/3, 15 July 2020. 合意手続の最終版は、WT/DS591/3/Rev.1, 22 April 2021.

² COVID-19 の世界大の蔓延とそれにとまなう衛生上の措置にとまなう制約のため、オンライン方式で実施された。

³ MPIA 仲裁の仲裁人は、MPIA 参加国が指名した 10 名の MPIA 仲裁人グループ（pool of arbitrators）から、ローテーション原則も含め、上級委員会の選任と同様に行われることとなっている。

WT/DS591/3/Rev.1, para. 7.

- ① コロンビアの調査当局（MINCIT）が、調査の開始に際して、対象製品の正常価額の評価を国内販売価格ではなく、英国向けの販売価格を用いたことが、アンチ・ダンピング協定第 5.3 条に適合するものであったか。
- ② MINCIT が本件国内申請者の提出した申請に含まれる情報を秘密扱いとしたことが、アンチ・ダンピング協定第 6.5 条に適合するものであったか。
- ③ MINCIT がダンピングの価格差を計算する際に、調査対象企業の提出した輸出価格ではなく、自らに「知ることができた事実」（facts available）に基づいたことが、アンチ・ダンピング協定第 6.8 条に適合するものであったか。
- ④ MINCIT がダンピング・マージンの認定において、輸出業者から要請した調整を拒否したことは、アンチダンピング協定第 2.4 条に適合するものであったか。
- ⑤ MINCIT が損害と因果関係の認定に際して、最終的なデミニミス・ダンピング・マージンおよび最終的なネガティブ・ダンピング・マージンがあるとされる輸入を考慮したことが、アンチ・ダンピング協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条に適合するものであったか。

II-2-2. MPIA 仲裁

- ① アンチ・ダンピング協定第 5.2 条 (iii) にいう「適当な場合には」という文言に基づいて正常価額を認定する基礎として第 3 国への販売価格を用いる自由を認めず、国内販売価格を用いなかったことについて説明することが求められるとしたパネルの判断は、アンチダンピング協定 5.2 条 (iii) および第 5.3 条についての判断として誤っているか。
- ② MINCIT が省略を伴って提示された情報を「正当な理由」の提示を欠いたままに秘密扱いとしたことをアンチ・ダンピング協定第 6.5 条に違反するとしたパネルの判断は誤っているか。
- ③ アンチ・ダンピング協定第 2.4 条に基づく輸出業者の包装費用に関する EU の請求はパネルの付託事項に含まれるとしたパネルの判断は誤っているか。
- ④ アンチ・ダンピング協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条にいう「ダンピング輸入」を、輸出業者からのデミニミス・ダンピング・マージンがあるとされる輸入を含むとするコロンビアの解釈は、「許容しうる解釈」であると認められるか。

III. 判断の概要

III-1. パネル報告⁴

〔条約解釈に関する一般的事項〕

⁴ MPIA に基づき、パネルの最終報告が送付された後、コロンビアは EU との手続合意に基づき、MPIA 仲裁への上訴手続を進めるために、パネル手続の停止を求めた。本報告はそのため WTO 加盟国に回付されておらず、コロンビアの仲裁付託に含まれている。Notification of An Appeal by Colombia Under Article 25 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), Paragraph 5 of the Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the Working the DSU (the “Agreed Procedures”) and Rule 20 of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS591/7.

DSU 第 3.2 条に基づき、パネルは国際法における解釈に関する慣習国際法に従って関連規定を「明確化する」ことを任務としており、アンチ・ダンピング協定第 17.6 条も同様に規定している。ウィーン条約法条約第 31 条および第 32 条に示される原則は、そうした慣習国際法であると一般に認められている。(Para. 7.1)

〔審査基準〕

DSU 第 11 条は、事実と協定適合性を客観的に判断することをパネルに要請している。また、アンチ・ダンピング協定第 17.6 条は、加盟国の調査当局の事実認定が適切であり、その評価が公平かつ客観的であったかを判断することをパネルに求め、加えて関連協定が複数の解釈を許容するものである場合には問題とされる加盟国の当局の措置が許容可能な解釈の一つに基づいているかを判断することをパネルに求めている。(Paras. 7.2-7.3)

これらの規定に照らし、パネルは証拠を新たに (de novo) 審査するのでも、加盟国の調査当局に代わる自ら自身の判断を下すのでもない。ある事案において調査当局の決定を検討する際にパネルが適用すべき審査基準は、紛争において問題となっている特定の関連協定の実体的な規定と申立国によって提示された特定の請求に対応する。(Para. 7.4)

〔立証責任〕

DSU は立証責任について特定の規則を定めていないが、一般に認められているところに倣い、WTO 紛争処理手続においても積極的に特定の請求あるいは抗弁を主張する側が立証責任を負うと考える。従って、申立国は援用する規定との不適合性について一応の立証を行わなければならないが、それがなされた後にそれらの規定との適合性を示す責任を非申立国が負うことになる。一応の立証とは、非申立国によって有効な反論がなければ、申立国に有利な判断をパネルが下すことが求められることをいう。(Para. 7.1.3)

〔コロンビアによる調査開始のアンチ・ダンピング協定第 5.3 条適合性〕

コロンビアの調査当局である MINCIT は、ベルギー、ドイツ、オランダからの冷凍フライドポテトの輸入について、コロンビア・ポテト生産連盟 (FEDEPAPA) がアンチ・ダンピング調査を開始するための申請を行ったことを受け、同連盟による追加的な情報の提供を含む改訂版申請書の提出をふまえた「技術報告書」を発し、調査の開始を決定した。(Para. 7.6)

本 MINCIT の決定について EU は特に、問題とされる生産の定義、申請者の代表性、正常価額を計算するために用いられた証拠、損害の分析に際して依拠された証拠、因果関係に関する証拠の点において問題があり、アンチ・ダンピング協定第 5.3 条が求める公平で客観的な根拠としては不十分であると主張する。対してコロンビアは、EU が事実を誤解し、またアンチ・ダンピング協定の規律についての理解を誤っていると主張する (Para. 7.7-7.8)

アンチ・ダンピング協定第 5.3 条は、調査開始を正当化するのに「十分(enough)」、「的確(precise)」かつ「適切な(suitable)」証拠を申請書が含んでいるかを「検討する(examine)」することを加盟国の調査当局に求めている。他方で、同条は調査当局による検討の性質および方法について何ら定めていない。そのため、同条に基づく調査当局による審査は、事案に特定の事実と問題とされる

事情にてらして、ケース・バイ・ケースで行われなければならない。以上をふまえ、パネルが調査当局による審査を検討する上では、公平かつ客観的な当局として、証拠についての「正確性 (accuracy)」および「適当性 (adequacy)」を検討し、それをふまえてそうした証拠が問題とされるアンチ・ダンピング調査を開始するのを正当化するのに十分なものを申請書が含んでいると決定し得たかが審査基準となり、それに照らして判断することが求められる。(Paras. 7.13-7.14)

EU は、ベルギー、ドイツ、オランダから輸出されているのは伝統的なフライドポテトであるところ、FEDEPAPA が申請対象とした産品が不適切にもそれ以外のものも含む非常に広範なものとなっており、その点について MINCIT が問題とせずに調査開始の対象としていることから、十分な証拠に基づくものではなかったと主張する。

このような EU の主張は、調査対象となる産品 (PUC) に含むものの範囲について、アンチ・ダンピング協定第 5.3 条が加盟国に一定の義務を課していることを前提としている。しかし、アンチ・ダンピング協定第 5.2 条(ii)に照らしても、PUC について輸入されていない産品や国内で生産されていない産品を除外することは調査当局に義務づけられておらず、その点についての証拠を検討していないとしても義務違反を認めることはできない。(Paras. 7.17-7.22)

EU は第 5.2 条(i)に基づき、MINCIT は PUC が国内で生産されている「類似の」産品を正確に記述する証拠を求めず、FEDEPAPA が提出した証拠の「正確性」および「適当性」を確認しなかったと主張する。しかし同条項は、PUC ではなく、「同種の産品の国内生産に関する情報」に焦点をあてたものとなっており、PUC の対象範囲が「国内産業によって生産されている同種の産品」に精確に対応していることを示す証拠を申請者に求めてはいない。同種の産品を定義する第 2.6 条は、ダンピング産品を基準として同種の産品を特定するものと解されるどころ、EU の主張は輸入国の国内産品を基準として同種の産品を特定しようとするものであり、適当ではない。それゆえ、MINCIT による調査開始時における対象産品の範囲が第 5.3 条に反するとの EU の主張を受け入れることはできない。(Paras. 7.25-7.32, 7.36.)

〔国内申請者の代表性〕

EU は、FEDEPAPA について、アンチ・ダンピング協定第 5.4 条が求める「同種の産品の国内生産者」としてのその代表性（「申請について支持または反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の産品の総生産の 50%を越える場合」、また「申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の産品の総生産の 25%未満でない場合）に疑いがある旨を主張する。この点については、公平かつ客観的な当局であれば、FEDEPAPA が提出した代表性に関わる証拠が第 5.3 条に従って調査を開始するのに十分であると判断し得たかが問題となる。(Paras. 7.37-7.40)

第 5.1 条および第 5.2 条(i)あるいはその他の条項においても、アンチ・ダンピング協定はアンチ・ダンピング調査における国内生産者の代表性をどのように認定するかについて、何らのガイダンスも示していない。EU は FEDEPAPA が提出した証明書に示される目的からは、同連盟がジャガイモ加工産業における生産者を代表するかは明らかではないとするが、しかし当該証明書がそうした代表権限を「明示的に」付与するものではないという証拠を EU は示していない。同種の産品の国内産業のうち少なくとも 25%の支持を得ていなければならないという点については、そ

れを規定する第 5.4 条に第 5.3 条の義務が適用されるとしても、FEDEPAPA によってその点について提出された証拠の正確性と適当性を、MINCIT が検討しなかったことを EU は証明できていない。単に調査当局による決定が「明確性に欠ける」というだけでは、調査開始のために「十分な」証拠が欠けているということにはならない。EU が提示する、FEDEPAPA が調査を開始するために求められる同種の製品の国内生産者を代表するものであることを示すための十分な証拠を MINCIT は有しておらず、それゆえにコロンビアは第 5.3 条に基づく義務に従って行動していなかったとの主張は認められない (Paras. 7.48–7.58)

〔正常価額を判断するための証拠—主要争点④〕

問題とされる冷凍フライドポテトの正常価額について、FEDEPAPA の申請書においても、また MINCIT の調査開始通知においても、その判断の基礎として「2014 年 7 月から 2016 年 6 月にかけてのベルギー、オランダ、ドイツ、フランスから英国への […] 輸出価格」を用いたとされている。この点について EU は、正常価額の判断においては、原産国あるいは輸出国の国内市場での販売価格を利用できる場合にはそれを用いなければならないというのがアンチ・ダンピング協定第 5.2 条(iii)の定めるところと解すべきであり、そうせずに第三国 (英国) への輸出価格を用いた点で MINCIT は第 5.3 条に従い証拠を「適切に」検討したとは認められないと主張する。(Paras. 7.59–7.60)

第 5.3 条は、「申請書」の証拠を検討することを調査当局に求めている。そして第 5.2 条は、「申請書」において提出されるべき「証拠」と「情報」が何かを特定している。第 5.3 条は第 5.2 条に基づく情報に基づいて具体的に行われるものであるという点で、両者は連結しており、第 5.2 条は第 5.3 条を解釈する上での文脈として考慮される。第 5.2 条(iii)は国内販売価格、第三国への輸出価格、構成価格という 3 種類の価格を示しているが、後 2 者については括弧書きの形で「適当な場合には (where appropriate)」と定めている。この文言の意味について EU とコロンビアの見解は異なるが、この点について判断する上では、第 5.2 条(iii)と第 5.3 条は、調査の開始段階に関わるものであること、第 5.2 条(iii)は同様に第三国への輸出価格に言及する第 2.2 条および第 2.2.1 条とは文言上関係づけられていないこと、また調査開始段階で必要とされる証拠の「量と質」はアンチ・ダンピング措置を課すための証拠ほどには求められないのが一般的であることを考慮する必要がある。そして、「where」と「appropriate」という文言を辞書による意味をふまえて解するならば、第 5.3 条が「適当な場合」というのは、問題となっている特定の事情に照らして国内販売価格に代えて第三国での販売価格を用いることが適合的であり (fitness)、適切であり (suitability)、適当 (appropriateness) であるかについて少なくとも判断することを意味している。この点については、第 5.2 条(iii)は「申請者が適当であると考え、あるいはみなす場合」とはしていないことにも注意する必要がある。以上に基づけば、「適当な場合には」という文言は正常価額の計算に関わる情報は申請者の完全に「自由な判断」に任されていることを示しているというコロンビアの主張を認めることはできない。そのような解釈は当該文言を無意味にすることとなり、条約解釈における実効性の原則に反することになる。第 5.3 条は、調査当局に対して、国内販売価格ではなく第三国への販売価格を用いることの適切性あるいは適当性について各事案の事情をふまえて判断することを、少なくとも求めている。他方で、第 5.3 条は、申請書によって提示され

た証拠の調査当局による検討がいかなるものであり、どのように行われるべきかについて、何ら規定していない。それゆえ、当該検討は個々具体的な事案においてケース・バイ・ケースで行われなければならない (Paras. 7.62-7.70)

本件において、FEDEPAPA は国内販売価格についての情報を提供しなかった理由を何ら示しておらず、MINCIT もその点について何ら検討していなかったことを、証拠から指摘することができる。コロンビアは、同様のアンチ・ダンピング課税を行った際にブラジルが第三国への販売価格を利用することについての判断を FEDEPAPA が附属書として提出していることを指摘するが、FEDEPAPA 自身が国内販売価格についての情報を得ようとしたとは認められず、またそのように試みることに困難があったとも認められない。そのため、ブラジルによる調査開始決定に言及しているという事実は、MINCIT が第 5.3 条に従ったことを示すものではない。以上に照らし、国内生産価格ではなく第三国への販売価格を利用することが本件事情に照らして「適当である」かを検討しなかった点において、コロンビアは第 5.3 条に適合して行動しなかったということを、EU は証明したと認められる。(Paras.7.71 -7.79)

〔損害評価のために依拠された証拠〕

EU は MINCIT による損害認定について、主にダンピング輸入がジャガイモの生産農家およびその価格に対して与えた影響に主に依拠し、同種の製品の価格およびそれを生産する国内ジャガイモ加工生産業への影響に依拠していないことを問題視し、そのためにアンチ・ダンピング協定第 3.1 条が求める「国内産業」の「範囲」を尊重していないと主張する。しかし、MINCIT の調査開始決定通知に含まれる情報に照らす限り、この主張を認めることはできない。そこでジャガイモ生産者に対する損害が問題とされているのは、ジャガイモ加工生産業に対して損害が生じた結果としてであり、このことは MINCIT の損害評価が当該生産業のみを対象としていることを示している。そのため、損害評価において MINCIT が「もっぱら (to large extent)」ジャガイモ生産業者への損害に依拠しており、その点で「国内産業」の「範囲」を尊重していないことは明らかであると EU の主張は認められない。(Paras.7.80-7.93)

〔因果関係に関する証拠〕

EU は、ベルギー、ドイツ、オランダからの輸入の増加に対応した因果関係の証拠を FEDEPAPA が提出しておらず、単に輸入製品の低価格によって損害を被ったとの主張に留まっていることを問題とし、その点で MINCIT が FEDEPAPA の提出した証拠を検討しておらず、それゆえにアンチ・ダンピング協定第 5.3 条に違反したと主張する。しかし、FEDEPAPA が提出した証拠をそのように見ることは誤りである。この点について、EU は立証責任をはたしたとは認められない。(Paras.7.94-7.105)

〔アンチ・ダンピング協定第 5.8 条に基づく関連請求〕

EU は、調査を開始するのに十分な証拠が欠けていたことから、アンチ・ダンピング協定第 5.8 条に従い直ちに申請を却下すべきであったのにそうしなかったとして、コロンビアは同条に適合して行動しなかったと主張する。しかし EU はこの主張について、第 5.3 条から独立した違反を

主張していない。既にコロンビアは第 5.3 条に従って行動していなかったと認定されていることから、第 5.8 条に関する請求について別に判断を下すことは、本件紛争の積極的な解決のために必要とは認められない。(Paras.7.106-7.109)

〔アンチ・ダンピング協定第 6.5 条および第 6.5.1 条に基づく請求—主要争点②〕

FEDEPAPA はその申請において省略した部分を含む情報を提供したのに対し、MINCIT はそれをそのまま受理した。EU はこの点について、FEDEPAPA が秘密の情報とすることについて「正当な理由」を実際に示していない点、および MINCIT が「正当な理由」について客観的に判断していない点で、アンチ・ダンピング協定第 6.5 条に適合していないと主張する。加えて、FEDEPAPA が秘密の情報について秘密でない要約を提出していない点、また秘密の情報が要約可能でないとする理由が提出されていない点で、第 6.5.1 条に適合していないと主張する。(Paras.7.111)

第 6.5 条は、その性質上秘密である情報および申請者が秘密として提供する情報のいずれについても、「正当な理由」が示されることを条件として、秘密扱いとすることを認めている。何が「正当な理由」と認められるか、またどのような場合にそれが「示された」といえるかについては、規定上は明らかではない。この点については、先例に倣い、「公衆および調査の他の利害関係当事者への非開示を正当とする十分な理由」であって「情報の非開示を認めるのに十分な重要性を有するほどの結果をもたらす潜在的な危険」がある場合に「正当な理由」を認めることができる。調査当局には「正当な理由」を客観的に評価し、秘密扱いとする要請が十分具体的に示されたかを検討することが求められる。そして、これらの点についてのパネルの判断は、調査当局に代わり新たな判断を下すのではなく、調査当局による報告とそれが依拠する資料に基づいて、また調査当局に提供された情報に照らして行われる。(Paras.7.112-7.118)

第 6.5.1 条は、秘密とされる情報について「秘密でない要約」の提出を申請者に求めることを調査当局に義務として定めている。例外的な場合には、申請者は当該情報が要約可能ではないことを示すことができるとされるが、その場合にはなぜ要約可能ではないのかについて理由が提出されなければならない。このような第 6.5.1 条に基づいて、調査当局は秘密扱いとされる情報の内容を合理的に理解できるように十分に詳細な秘密でない要約が提出されることを「確保する」こと、また例外的な事情においては要約が不可能である理由の適切な説明が提出されることを「確保する」ことを義務づけられている。(Paras.7.119)

本件において、FEDEPAPA が「正当な理由」を提示しておらず、また MINCIT がその提示を求めているにもかかわらず、一部の情報が秘密扱いとされたことは明らかである。コロンビアはこの点について、秘密扱いとされた情報については第 6.5.2 条に倣って無視したと主張するが、むしろ損害評価に際して当該情報を考慮していることを確認でき、同条の適用を認めることはできない。コロンビアはまた、FEDEPAPA が提出した最初の申請書と改訂版申請書を併せ読むならば、秘密扱いとされた情報を知ることができるため第 6.5 条は適用されないと主張するが、両者を併せ読んでも同じ情報を含むと容易に認めることはできない。さらにコロンビアは、秘密扱いとされた情報は FEDEPAPA によって要請された部分ではないために第 6.5 条は適用されないと主張するが、MINCIT が秘密扱いと認めることはできないとした証拠も、そのような扱いが正当化されるかを検討した証拠もない。FEDEPAPA が「正当な理由」を示すことなく省略された部

分を含めて提供した情報について MINCIT が秘密扱いとしたという事実そのものによって、第 6.5 条違反を認めることができる。このように認定したことから、同条に従って秘密扱いとされた情報に適用される第 6.5.1 条について判断する必要はない。(Paras.7.120-7.129)

FEDEPAPA は改訂版申請の附属書 10 について、国内生産業者の名前の特定、それらの財政に関する情報、数値情報については、営業上の秘密を理由として秘密情報として扱うことを明示的に求め、MINCIT はそれをそのまま認めた。EU は、これらによっては、情報を秘密とする「十分な理由」が「実際に示された」ということはできないと主張する。しかし EU は、申請書で示された理由（附属書 10 に含まれる情報が「営業上の秘密」にあたる）が、そうした情報についての「正当な理由」に該当しないことについて説明をしていない。むしろ EU はそれらが営業上の秘密に含まれることを認めている。また EU は、MINCIT が FEDEPAPA の示した理由をそのままに受領しただけで、「正当な理由」を客観的に評価しなかったとも主張する。しかし MINCIT は提供された情報の性質やその国内法に基づいて秘密の情報としての扱いを認めており、EU も附属書 10 に含まれる情報が秘密とは認められえないとして争っているわけではない。EU はさらに MINCIT が EU の輸出業者が提供した同種の情報については開示している点で、問題となっている情報は「その性質上」秘密ではないと主張するが、EU の輸出業者は秘密扱いを求めていなかった点で、同じには扱えない。以上に照らし、コロンビアは附属書 10 に含まれる情報について第 6.5 条に従って行動していなかったということを、EU は証明できていない。(Paras.7.130-7.142)

改訂版申請の附属書 10 については、それに含まれる情報の秘密でない要約を提出することを MINCIT が求めたのに対し、FEDEPAPA は当該要約を提出していない。この点についてコロンビアは、問題となる財政情報は数値データであることから要約が不可能であり、その点で本件は例外的な事情に該当するために要約の提出は求められないと FEDEPAPA が説明していたことから、第 6.5.1 条に違反していないと主張する。このようなコロンビアの主張については、しかし、附属書 10 に含まれる情報は様々であるのに対し、そのうちの何について秘密でない要約を提供することができないのかという点が、FEDEPAPA の説明では明らかではない。また、要約には様々な方法が用いられるところ、なぜ「例外的な事情」のためにいずれの方法も用いることができないのかを、FEDEPAPA の説明では何ら示されていない。それゆえ、附属書 10 に含まれる情報が要約可能ではないことが FEDEPAPA の説明により確認できるとするコロンビアの主張は認めることができない。コロンビアはまた、附属書 10 に含まれる情報はその性質のゆえに要約であっても不可避的な害を生じさせるものであったとするが、いずれにしても「要約可能ではない理由の説明」が提出されることを第 6.5.1 条は義務として定めているところ、それが本件における調査においては提出されていない。以上に照らし、EU はコロンビアが第 6.5.1 条に基づく義務に従って行動していなかったと証明したものと認められる。(Paras.7.143-7.151)

〔アンチ・ダンピング協定第 2.1 条および第 6.8、同附属書 II に基づく請求—主要争点③〕

MINCIT はダンピングの価格差を計算する際に、輸出業者が質問票への回答として提出した輸出価格ではなく、コロンビアの公式輸入統計から抽出した輸出価格情報（DIAN データベース）を用いた。この点について EU は、DIAN データはアンチ・ダンピング協定第 6.8 条にいう「知ることができた事実」であり、それを用いるには同条の定める条件に従わなければならないところ、

本件においては輸出業者が MINCIT の求めた情報提供に十分に依拠しており、またそれらの情報は附属書 II 第 3 項が定める基準をすべて満たしていることから、コロンビアは第 6.8 条および附属書 II 第 3 項に従っていないとする。また、MINCIT は提供された輸出価格ではなく、DIAN データを用いることについて輸出業者に理由を伝えていない点で、附属書 II 第 6 項にも従っていないとする。そしてこれらの違反の結果として、コロンビアは第 2.1 条に従っていないと主張する。(Paras.7.153-7.156)

第 6.8 条の第 1 文の文言から、調査当局に「知ることができた事実」を用いることができるのは、利害関係を有するものが必要な情報の入手を許さない場合、それを提供しない場合、または調査を著しく妨げる場合に限られる。また、第 6 条の適用において従われるべきものとされる附属書 II は、第 3 項において、「調査当局に提供された情報であって、確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供された[…]すべての情報は決定を行う際に考慮すべきである」と定める。またその第 6 項は、特に、「証拠又は情報を採用しない場合には、当該証拠又は情報を提供した利害関係を有する者にその理由を直ちに通知すべきであり、[…]合理的な期間内にさらに説明を行う機会を当該利害関係を有する者に与えるべきである」と定める。(Paras.7.162-7.164)

本件に関する事実関係からは、特に (a) MINCIT は輸出価格について企業ごとの情報を提供しようとする輸出業者に求めていたこと、(b) 輸出業者は MINCIT に直接に、十分かつ適時に求められた情報を提供していたこと、(c) MINCIT はダンピングの価格差を計算する基礎として輸出価格情報を用いたが、輸出業者が MINCIT からの質問に応じて提供した輸出価格ではなく、DIAN データによる輸出価格を用いていたこと、(d) DIAN データは調査の一部として輸出業者から提供されたものではなく、税関手続の一部として輸入業者から提供された情報に基づくものであること、(e) DIAN データと輸出業者が提供した輸出価格は同じではなく、著しく異なったものであること、そして (f) MINCIT は知ることのできた情報を用いるために第 6.8 条と附属書 II 第 3 項に定められるいずれかの条件が満たされるかについて肯定的な判断を行ってはいなかったこと、を事実として確認することができる。これらを考慮するならば、まず、DIAN データは第 6.8 条にいう「知ることのできた事実」に該当する。そうした事実を用いるために第 6.8 条が定めている条件が、本件では満たされていない。この点についてコロンビアは、MINCIT は DIAN データを用いることを輸出業者に通知しており、それらにコメントする十分な機会も与えていたことから第 6.8 条に従っていたと主張するが、そうした情報交換の機会があったからといって、第 6.8 条が定める条件が満たされないにもかかわらず、MINCIT が知ることのできた情報を用いたことに変わりはない。コロンビアはまた、パネルが DIAN データを知ることのできた事実と認める場合には、追加的な主張を行う機会を提供されるのが適正手続の原則から求められるとも主張するが、すでにその点も含めて主張する機会がコロンビアには与えられていた以上、さらにその立場を明らかにするための機会を提供する必要はない。EU は附属書第 3 項および第 6 項、また第 2.1 条の違反についても主張するが、これらについては第 6.8 条の違反を認定した以上、それとは別に認定する必要はない。以上をふまえ、MINCIT が DIAN データを用いて輸出価格を認定することによりコロンビアは第 6.8 条に適合して行動しなかったことを EU は証明したと認められる。(Paras.7.165-7.194)

〔アンチ・ダンピング協定第 2.4 条に基づく請求—主要争点④〕

EU は、MINCIT がベルギー、ドイツ、オランダの生産業者が国内で販売している価格とコロンビアへの輸出価格との間について必要な調整を行わなかった点で、公正な比較を定めたアンチ・ダンピング協定第 2.4 条の第 1 文および第 3 文に基づく義務に適合して行動しなかったと主張する。EU は特に、(a) 国内市場とコロンビア市場とで異なる product mix を販売していること（国内市場とコロンビア市場とで販売される製品の性質と量における相違）にかかわる調整の否定、(b) 包装価格の違いに関わる調整あるいは包装費用を正常価額からではなく輸出価格から差し引くことについての Mydibel 社による要請の拒否、(c) Agrafrost 社がコロンビア向けポテト産品に用いるものよりも高価な加工用油を国内市場向けのポテト産品に主に使用していることに関わる同社による要請の拒否、をその根拠として挙げる。EU はまた、MINCIT は関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示さず、不合理な立証責任を課したことにより、第 2.4 条の末文に基づく義務に適合して行動しなかったと主張する。これに対してコロンビアは、輸出業者による要請は十分に根拠を有しないものであったためにそれを拒否することが認められるとし、またこの点に関する EU の主張の一部については、EU によるパネル設置要請において申立ての法的根拠についての簡潔な要約であって問題を明確に提示するために十分なもの（DSU 第 6.2 条）に含まれないため、パネルの管轄権から外れると主張する。（Paras.7.195–7.198）

第 2.4 条は調査当局に対し、輸出価格と正常価額とを「公正に比較する」こととしているが、本規定によって求められているのは「価格の比較に影響を及ぼす差異」に対して妥当な考慮を払うことのみである。そのため、調整を求める者が価格の比較に影響を及ぼす差異による要請が十分な根拠を有することを証明する責任を負う。調査当局はそのような証明がなされない場合には、調整を行うことを義務づけられない。（Paras.7.200–7.202）

（a）Product mix に関わる輸出業者による調整の要請についての MINCIT の評価

この点に関する EU の主張については、第 1 に輸出業者が十分にその主張の根拠を示さなかったために MINCIT の要請を拒否したか、第 2 にそのように判断する適切な基礎を MINCIT が有していたかが問題となる。第 1 点目については、Aviko 社による要請については確かに調整が必要である根拠を十分に有していないとして拒否した記録があるが、Agrafrost 社と Mydibel 社の要請については、そのような理由を示した記録を認めることができない。それゆえ、Aviko 社の場合とは異なり、MINCIT が Agrafrost 社と Mydibel 社の要請を拒否したのは、両者が調整を行うべき根拠を十分に証明しなかったためではなかったと判断する。この点についてのコロンビアの主張は、事後の説明といえ、認めることができない。第 2 点目については、MINCIT が Aviko 社の要請に対して示したコメントの中には、なぜ同社の要請が根拠を有しないと判断したかについての理由が何ら示されていない。それゆえ、同社の要請を拒否したことについて、MINCIT は適切な基礎を有していなかったと判断する。以上より、EU はコロンビアが第 2.4 条に適合して行動していなかったことを立証したものと認められる。（Paras.7.203–7.216）

(b) Mydibel 社による包装価格に関係した調整の要請に対する MINCIT の評価

Mydibel 社は製品の種類および購入者の類別に応じた包装にかかる費用の違いについての調整を MINCIT に要請したが、MINCIT はそれを拒否し、その代わりにコロンビア向け製品の包装コストを輸出価格から差し引いたものの、正常価額については何らの調整も行わなかった。これが公正な比較を求める第 2.4 条に反するとの EU の主張に対し、コロンビアはこの点はパネルの付託事項から外れていると主張し、またいずれにしても EU の主張に根拠はないとして否定する。

(Paras.7.217-7.219)

まず第 1 点目の付託事項については、DSU 第 6.2 条によって求められるように、申立ての法的根拠がその基礎となる。EU はパネル設置要請の第 5 項で第 2.4 条違反を申し立てているが、その際に適切な考慮が行われていないものの例として、「包装における違い」を挙げている。また、第 1 請求書面では、Mydibel 社による包装価格の違いによる要請とそれへの MINCIT の対応を指摘している。DSU 第 6.2 条によって求められているものが「申立ての法的根拠」の「簡潔な要約」であることをふまえるならば、EU はこれ以上に詳細にその主張の根拠となる事実を示すことを求められない。包装価格に関する Mydibel 社による要請の拒否に関する主張について、EU は DSU 第 6.2 条に従っておらず、そのために当該主張はパネルの付託事項を外れることについて、コロンビアは証明できていないものと認められる。(Paras.7.220-7.233)

第 2 点目の包装コストの問題については、Mydibel 社が求め EU が主張しているのは同じ包装材を用いた上で生じる包装価格の差であるのに対して、コロンビアが主張しているのはコロンビアへの輸出向けについて生じるという追加的な費用であり、両者が問題としているものは異なっている。コロンビアは国内向けと輸出向けのいずれについても認められる「ベース」包装価格と、輸出向けに追加的に生じる「輸出」包装価格とを区別しているが、Mydibel 社の要請はこのような区別に基づくものではない。コロンビアはみずからの理解に基づいて「輸出」包装価格についての調整を行い、正常価額についての調整は行わなかった。このように、MINCIT は Mydibel 社が要請したものと異なる調整を行っており、そのようにすることは本件事実によって肯定できるものではない。MINCIT が Mydibel 社の要請を拒否したことについて適切な基礎がないこと、またそれゆえにコロンビアは第 2.4 条に適合して行動しなかったということ、EU は証明したものと認められる。(Paras.7.234-7.244)

(c) Agrafrost による加工用油に関係した調整の要請に対する MINCIT の評価

Agrafrost 社は MINCIT の質問に対し、同社は国内向けの生産にはより価格の高いひまわり油を主に使用しているのに対して、輸出向けにはより価格の低いパーム油のみを使用していると回答していたことから、こうした加工用油の違いに基づく調整を MINCIT に要請していた。EU はこうした要請を MINCIT が拒否したことにより、コロンビアは公正な比較を求める第 2.4 条に従わなかったと主張する。それに対してコロンビアは、Agrafrost 社が必要な書面を証拠として提出していなかったことから、要請を拒否することは認められるものであったと主張する。

(Paras.7.245-7.247)

この主張については、Agrafrost 社が必要な書面を提出していないために拒否したというのが、実際に MINCIT が調査の際に示した理由であったのかを確認しなければならない。この点について

ては、MINCIT は調査の最終段階においては要請を承知しながら決定についての理由を説明しておらず、MINCIT が証拠書面の不提出を理由として示したのは、調査後の取消請求手続(revocation proceeding)においてであったと認められる。コロンビアの要請拒否に対する理由の提示は、事後的な説明と見るべきであり、認めることはできない。それゆえ、MINCIT は Agrafrost 社による加工油に関連した調整の要請を拒否するための適切な基礎を有していたと認めることはできない。(Paras.7.248-7.272)

(d) 必要な情報の不特定および不合理な立証責任の負荷に関する主張

EU は、MINCIT が関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示さず、不合理な立証責任を課したことにより、第 2.4 条の末文に基づく義務に適合して行動しなかったと主張する。この主張が問題としている事実関係は、実質的に MINCIT が「公正な比較」を行っていないという主張の基礎として検討したものと変わらない。すでに MINCIT は第 2.4 条の第 1 文に従って行動していなかったと認定されたことから、さらに同条末文に基づく請求について判断する必要はない。(Paras.7.273-7.275)

〔アンチ・ダンピング協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条に基づく請求

—主要争点⑤〕

EU は MINCIT が損害および因果関係の認定に際して、ダンピングをしていない国からの輸入を含めて判断するという「全包括的アプローチ」を用いるという誤りを犯していると主張する。より具体的には、MINCIT が最終的なデミニミス・ダンピング・マージンと最終的なネガティブ・ダンピング・マージンを「ダンピング輸入」として扱っている点で、第 3.1 条、さらにはそれに連関して第 3.2 条、第 3.4 条および、第 3.5 条に反していると主張する。それに対してコロンビアは、第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および、第 3.5 条にいうダンピング輸入にはデミニミス・マージン輸入が含まれるとし、またネガティブ・マージン輸入については僅かにすぎないため損害および因果関係の判断には影響しないと主張する。(Paras.7.278, 7.282-7.283)

コロンビアの主張は、「ダンピング輸入」にデミニミス・マージン輸入が含まれると解するのは、第 17.6 条(ii)にいう、解釈に関する国際慣習法規則に従って解釈した場合における(第 1 文)、二以上の「許容し得る」解釈のうちの一つであるというものである(第 2 文)。ある条約規定が一つ以上の「許容し得る」解釈を有するか(第 17.6 条(ii)第 2 文)は、その前提としてパネルが当該規定を慣習国際法に従って解釈した場合にそうした複数の解釈が生じること(同第 1 文)を想定している。(Paras.7.285-7.286)

第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および、第 3.5 条にいう「ダンピング輸入」はすべて同じ意味を有すると考えられるが、第 3 条は当該文言を定義していない。これらの条文中で用いられている「ダンピング輸入」という文言を解釈するためには、ウィーン条約法条約第 31 条によって示される解釈規則に従い、「文脈により且つその趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に」解釈しなければならず、また同条から導かれる実効性の原則に基づいて条約を全体として、すべての適用可能な規定に意味を与えるように、調和的に解釈しなければならない。(Paras.7.287-7.291)

ダンピングの価格差がデミニミス・マージンである場合には直ちに調査を取りやめることを定めた第 5.8 条が、第 3 条を解釈する際に文脈として考慮されなければならない。コロンビアはそれを否定し、むしろ第 3.3 条と第 9.4 条を考慮すべきだと主張するが、それは妥当ではない。第 3.3 条と第 9.4 条は、調査当局による損害および因果関係の全体的な決定に関わる第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条とは異なり、より特定の場合作を対象とするものと解される。コロンビアはこの点についての自らの主張の根拠としてパネル報告の先例を援用するが、そのいずれも本件とは扱われている問題と事情が異なるため、適当なものとは認められない。生産者あるいは輸出業者がデミニミス・ダンピング・マージンを認定された場合にも、それらからの輸入を「ダンピング輸入」として扱われ続けられると解釈するならば、デミニミス・ダンピング・マージンの認定と共に調査を直ちに終了することを定める第 5.8 条の意味が失われてしまうことから、そのような解釈は認められない。それゆえ、「ダンピング輸入」にデミニミス・マージン輸入を含める解釈は、第 17.6 条(ii)第 2 文の意味での「許容し得る」ものであるとするコロンビアの主張は認めることができない。むしろ、第 5.8 条を文脈として解釈するならば、最終的にデミニミス・ダンピング・マージンと認められた場合には、輸出業者に法的に認識されうるダンピングは認められないのであり、従って当該輸出業者からの輸入は第 3 条の損害認定に際しては「ダンピング輸入」として扱われてはならないものと解される。(Paras.7.292-7.303)

ネガティブ・マージン輸入については、コロンビア自身、それが「ダンピング輸入」に含まれないことを認めており、いずれにしても公平かつ客観的な当局であれば「ダンピング輸入」によって生じた損害の評価においてネガティブ・マージン輸入を含めるとは考えられない。(Para.7.304)

以上より、損害および因果関係の決定において MINCIT が最終的なデミニミス・ダンピング・マージンと最終的なネガティブ・ダンピング・マージンを含めて扱った点で、コロンビアは第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条に基づく義務に適合して行動しなかったということを、EU は証明したと認められる。(Para.7.305)

EU はまた、「価格効果」による第 3.2 条と第 3.1 条の違反、国内産業への影響による第 3.4 条と第 3.1 条の違反、および因果関係に関わる第 3.5 条と第 3.1 条の違反の主張している。しかし EU は「全包括的アプローチ」の問題についての請求をパネルが認めるのであれば、これらの違反に関わる請求について判断することは重要ではないとの見解を示していた。上記のように「全包括的アプローチ」については EU の主張を認めたため、その他の点について判断することは必要ない。(Para. 7.306)

III-2. MPIA 仲裁

〔アンチ・ダンピング協定第 5.2 条(iii)および第 5.3 条に基づく請求〕

アンチ・ダンピング協定の解釈は第 17.6 条に基づくことが求められ、本仲裁も第 5.2 条および第 5.3 条を解釈し、パネル判断を評価する際にも同条に従う。同条(i)は、調査当局による事実認定についてのパネルの評価に関するものであり、同条項に基づいて本件パネルは本件において適用される審査基準について、「調査当局による認定についてパネルは証拠について新たに審査するのでも、当該当局に代わって判断するのでもなく」、「公平で客観的な当局であれば、FEDEPAPA により MINCIT に提出された申請が、ベルギー、ドイツ、オランダからの冷凍フライドポテトの

輸入についてのアンチ・ダンピング調査を開始することを認める十分な証拠を（証拠の正確性および適当性を検討した上で）含むと判断し得た」かであると指摘した。当該指摘は妥当なもの認められる。（Paras. 4.8–4.9）

第 17.6 条(ii)の第 1 文は、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って協定を解釈するとし、第 2 文は関連規定が二以上の許容しうる解釈を容認していると判断する場合には、当局の措置が「これらの許容しうる解釈の一に基づいている」と判断しなければならないとしている。パネルは、第 2 文にいう「許容しうる解釈」と認められるか否かは、慣習国際法上の規則にしたがって関連規定を検討した結果として一つ以上の解釈がありうると認められるかによるとしている。（Paras. 4.10–4.11）

第 17.6 条(ii)の第 1 文にもっぱら焦点をあてることから解釈を始めるとするこのような立場は、しかし、それを解釈する際の文脈をなす第 17.6 条(i)と第 17.6 条(ii)第 2 文を十分に考慮していない。両条は共に、本協定に基づいて調査当局に特別な敬讓（deference）を認めるように理解されなければならない。第 2 文は、「許容しうる」解釈に「基づいている」と言えるのであれば、直ちに調査当局の措置を尊重し、受け入れることをパネルに義務づけている。第 17.6 条(i)は、証拠に基づく事実について新たな評価を行うことを禁じているのであり、当局による事実の認定と評価は、それが「適当」であり「公平かつ客観的」である限り維持されなければならない。「パネルが異なる結論に至ったとしても」、そうすることが求められるとするものである。第 17.6 条(i)と(ii)を併せ読むことで、解釈に関する要素を第 17.6 条(ii)の下で統合するというのが本仲裁の立場である。そのため、まず問わなければならないのは、第 5.2 条(iii)にいう「適当な場合には」という文言についてコロンビアが示した解釈が「許容しうる」解釈であるか、である。その際、本仲裁が行うのは「適当な場合には」という文言を改めて解釈し、ウィーン条約法条約第 31 条および第 32 条に従えば「最終的」で「正しい」解釈と考えられるものに到達することではない。そうではなく、本仲裁が判断すべきであるのは、ウィーン条約が定める条約解釈方法を用いた場合に、たとえ別の解釈があり得るとしても、コロンビアの解釈に至りうるかである。このようなアプローチは、ウィーン条約法条約が定める条約解釈方法を誠実に、堅実な論理と共に用いた場合でも、条約規定の「正しい」解釈について異なる結論に至ることがありうることを想定している。アンチ・ダンピング協定は調査当局によって様々な方法とアプローチが用いられるという了解の下で起草されたものであり、そのような想定が特にあてはまる。条約解釈は厳密な科学ではなく、ウィーン条約の解釈方法は単一の解釈結果を魔術的にあるいは必然的に導くものではない。本仲裁がなすべきことは、ウィーン条約法条約の下で「許容しうる」解釈とそうでない解釈との線引きを行うことである。ウィーン条約法条約が定める解釈プロセスは、条約規定の意味として受け入れられなくなる外延（outer range）を設定するものである。許容可能な解釈が裁判所の決定するような「最終的」で「正しい」解釈に限られないのと同様に、すべての解釈がウィーン条約の定める条約解釈方法の枠内で「許容しうる」ものとして敬讓される程に堅固で分析的にも支持しうるものであるわけではない（Paras. 4.12–4.15）

ウィーン条約法条約が定める条約解釈方法に従って第 5.2 条(iii)と第 5.3 条とをあわせ読むならば、コロンビアの解釈は「許容しうる」解釈と認められるものではない。第 1 に、「適当な場合には」という文言は第三国向け販売価格と構成正常価額のみ適用されることからすれば、調査

当局が調査を開始するのに「妥当であるか」を「検討する」よう求められるのはこれらの価格についてのみである。第2に、「適当な場合には」という文言は第三国向け販売価格と構成正常価額にのみかかっていることからすれば、一般論として、国内販売価格については「妥当性」の評価は求められず、そのため同価格にはより高い証拠価値が認められる。もっとも、国内販売価格により高い証拠価値が認められるということは、第2.2条に見られるような3種類の価格の間に厳密な順位付けが第5.3条についても認められるということの意味しない。MINCITには、第三国向け販売価格に基づく申請がなされた場合には、国内販売価格であれば必要とされないということ意識しつつ、第三国向け販売価格に関する情報の「妥当性」を検討することが求められる。(Paras. 4.20–4.21)

コロンビアはまた、「適当な場合には」という文言を含むWTO協定の規定を援用して第5.2条(iii)の適用においては調査当局に裁量が認められると主張する。しかし、それらは本件におけるものとはまったく異なる協定や事情、異なった状況における異なった決定主体に関わるものであり、それらに基づいて「適当な場合には」という文言が第5.2条(iii)および第5.3条における価格情報の選択について「自由な選択」を認めるものであるとの主張が支持されるとは認められない。以上より、第5.3条に基づき、証拠の十分性を判断する際に調査当局は、「特定の事情の下で、国内販売価格に代えて、第三国向け販売価格を用いることの適切性と妥当性を判断することが少なくとも求められる」とするパネル判断を覆す理由はない(Paras. 4.22–4.24, 4.30)

パネルは、国内販売価格が申請書に含まれていないのはなぜか、また本件事務の下で調査を開始する際に同価格を用いることができないのはなぜかについて、FEDEPAPAによってまったく説明がされておらず、MINCITがその点を何ら検討していないとした。このような判断は、適用すべき法的基準を過度に厳格に適用したものと認められる。パネルが認定した事実関係に照らせば、第三国向け輸出価格に関する説明は国内販売価格に対するものとして提示されており、そのためにそうした輸出価格に関する情報の「妥当性」と「十分性」をMINCITは検討したことを示す適切な基礎を認めることができる。調査を開始する際に必要な証拠は、質においても量においても、アンチ・ダンピング措置を課す際に求められるものよりも、必然的に低いことに注意しなければならないが、最善の証拠ではなく、調査の開始を判断する上で十分であればよいのである。ブラジルの当局が国内販売価格を得ることができず、第三国向け販売価格を用いることとした決定も、そうした証拠として考慮しうる。それゆえ、この点について、公平かつ客観的な当局であればFEDEPAPAの申請に含まれていた証拠が調査を開始する上で「十分であった」とは判断し得ないとしたパネル判断を認めることはできない。以上をふまえ、パネル報告のパラグラフ7.75、7.78、7.79および8.1.a.iiiを破棄し、パネルの認定した事実からはMINCITは第5.2条(iii)および第5.3条に基づく義務を果たしたと認定する。従って、EUはコロンビアが第5.3条に従って行動しなかったということを立証していない。(Paras. 4.25–4.29, 4.31–4.32)

〔アンチ・ダンピング協定第6.5条に基づく請求〕

パネルは、FEDEPAPAが改訂版の申請書として提出したものの一部が省略されていたにもかかわらず、MINCITが当該部分を秘密として取り扱うための「正当な理由」を求めなかった点でアンチ・ダンピング協定の第6.5条違反を認定した。コロンビアは、FEDEPAPAが提出した当初

の申請書に省略された部分の情報があること、また第 6.5 条は申請者が秘密として扱うことを求めた場合に適用されるものであるとし、この点でパネルの判断は誤っていると主張する。(Paras. 4.33- 4.42)

省略を伴わないものと省略されたものとが共に提出された場合には、第 6.5 条の文言に照らして、当該情報は「秘密の情報として提供した」と認められる。同様に、MINCIT が改訂版申請書の関連部分を省略を伴うまま公式記録としたことは、第 6.5 条の文言に照らして、MINCIT が当該情報を秘密として「扱った」と認められる。そのように秘密の情報として扱うための「正当な理由」が示されていないことから、MINCIT は第 6.5 条に違反したと言える。そのため、パネル報告の 7.126、7152.a および 8.1.b.i を支持し、EU はコロンビアが第 6.5 条に基づく義務に違反したことを証明したと認める。(Paras. 4.43-4.48)

〔アンチ・ダンピング協定第 6.2 条に基づく請求〕

パネルは、EU の包装費用に関わる調整についての請求について、コロンビアが Mydibel 社からの調整の要請を拒否した点に関わる請求と、それとは別に主張していた包装費用を正常価額からは差し引かず輸出価格からのみ差し引いた点に関わる請求とは、DSU 第 6.2 条に照らしてともに EU のパネル設置要請に含まれ、それゆえパネルの付託事項として認められるとした。これについてコロンビアは、後者の請求は DSU 第 6.2 条が定める条件を満たしているとは言えず、付託事項に含まれないと主張する。(Paras. 4.49)

DSU 第 6.2 条は、パネル設置要請に記載されている「問題となっている特定の措置」と「申立の法的根拠についての簡潔な要約」が DSB に付託される事項となるとし、同第 7.1 条はそれがパネルの付託事項になるとしている。「申立の法的根拠」とは、申立国の請求を意味し、被申立国が協定の特定の規定に適合して行動していないとの主張のことをいう。過去のパネル報告の先例をふまえるならば、「問題を明確に提示する」ために十分な請求についての「簡潔な要約」を提出するという要件を充足するためには、申立国は問題となっている措置と違反が主張されている協定の規定とを明確に連関させなければならない。さらに、パネル設置要請において請求を示さなかった場合には、当該請求はパネルの付託事項から除外されるが、そのことは請求の根拠となる主張 (arguments) には当てはまらない。請求とは異なり、「主張」は申立国が被申立国の措置が特定の条約規定に違反していることを証明するために提示する理由をいう。そのようなものとして、主張は「申立の法的根拠についての簡潔な要約」の一部ではなく、パネル設置要請に含まれている必要はない。(Paras. 4.58)

EU のパネル設置要請第 5 項は請求を示す際に、輸出価格と正常価額との公正な比較、妥当な考慮に基づく価格の比較に影響を及ぼす際の考慮、そして包装における違いの不考慮を挙げるが、パネルが指摘するように、包装における違いは単に例として言及されているだけであり、請求を具体的に示す為に挙げられているに留まる。第 2.4 条と先例において示されてきた解釈に従えば、MINCIT による Mydibel 社の要請の拒否に見られるような妥当な考慮の欠如だけでなく、輸入価格と正常価額との非対象な扱いのような根拠のない調整もまた、「公正な比較」の原則の違反となる。同条の「考慮」を、コロンビアが主張するように、「輸出業者が要請した調整」のみに関わるものと解釈する理由はない。同様に、「妥当な考慮」と「価格計算に関連するあるいは同種の誤り

のような問題」とを区別し、両者を別の請求とする理由も認められない。むしろ EU のパネル設置要請第 5 項は、調査当局が「不適切」あるいは「不公平」に行った誤りを包括して要請していると言える。同第 6 項は、EU の請求の範囲に影響を与えるものではない。EU の主張はいずれも包装費用に関わる調整についての MINCIT による調査という同一の事実に関わるものであり、その点についての事実関係の諸側面に関わるものであるというパネルの指摘は妥当である。また、パネル設置要請においてはどのような調整が特定のになされ、あるいは正しくなされなかったのか、そしてそれはなぜかについての詳細を示す必要がないというパネルの指摘は正しい。コロンビアは 2 つの主張を別個の請求である、適正手続に反する、第 17.5 条(ii)と DSU 第 6.2 条を併せ読んだ場合に求められる条件を充足していない、と主張するが、いずれも事実及び法についての理解を誤っており、認められない。以上より、パネル報告の 7.232、7.233、7.244 および 8.1.d.ii における認定を支持し、パネルによる第 2.4 条に基づく実体的な認定は「ムートであり法的効果を有しないことを宣言する」とのコロンビアの要請を棄却する。(Paras. 4.59–4.71)

〔アンチ・ダンピング協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条、に基づく請求〕

パネルは、「ダンピング輸入」に最終的なデミニミス・ダンピング・マージンが含まれるとするコロンビアの解釈は、アンチ・ダンピング協定第 5.8 条を第 3 条の解釈に際しての文脈として考慮していないとして退けた。本仲裁は、「ダンピング輸入」という文言の解釈に際しても、第 5.2 条(iii)の「適当な場合には」を解釈した際と同様の解釈アプローチに従う。その際に行われるべきことは、「最終的な」あるいは「正しい」一つの解釈を求めるのではなく、コロンビアの解釈がウィーン条約法条約の定める解釈方法の枠内において「許容しうるもの」と言えるほどに堅固で分析的にも支持しうるものであるか否かを検討することである。(Paras. 4.72–4.81)

第 3 条にいう「ダンピング輸入」は、調査当局による損害認定の対象となる輸入という特定の範囲の輸入のことを指しているため、ダンピングを一般的に定義する第 2.1 条だけではなく、調査当局による調査の開始と遂行に関する他の規定も「ダンピング輸入」の意味と範囲を検討する上で参照すべきである。そうした条文の中でも、第 5 条は調査当局の調査について、損害認定に関わる分析も含めたすべての段階に及ぶものである。第 5.1 条と第 5.7 条がダンピングという場合に、それを程度の如何に関わらず正常価額と輸出価格の差として理解するコロンビアの解釈は第 5.1 条の文言に即さない。第 5.8 条は、第 2.1 条の意味でのダンピングがある場合でも、ある輸出業者の輸出に認められたダンピングの程度がデミニミスであるとされた場合には、「直ちに調査を終了」することとしている。これはつまり、その場合には、当該ダンピングは GATT1994 第 6 条第 1 項の意味で「非難すべきもの」とはみなされてはならない、ということの意味している。第 3 条と第 3.4 条に照らせば、ダンピングによる損害結果はダンピングの存在と程度の認定に不可欠であり、輸出業者の輸出にデミニミス・ダンピング・マージンしか認められなかった場合には、「法的に認められる」ダンピングはなかったのであり、当該ダンピングはアンチ・ダンピング課税の負担に必要とされる最終的な損害の認定においては「ダンピング輸入」とは認められない。この意味において、パネルによる「損害の認定は、申し立てられたダンピングの存在及びその程度の認定に基づいており、それらが考慮される」との指摘は適切である。関連する規定を全体的に併せ読むことにより、損害認定においてデミニミス・ダンピング・マージンしか有しないと最

最終的に認定された輸出業者の輸出を含めることは、第 5.8 条が定める「直ちに調査を終了」しなければならないとの規定を無意味にするものであるとのパネルの認定は、妥当である。(Paras. 4.86–4.89)

コロンビアは「ダンピング輸入」にデミニミス・ダンピング・マージンを含めることが第 5.8 条を無意味にするという見解を不適當であるとし、同条に言う最終的な「認定」は修正がなされない確定的な認定であるとし、それに基づきコロンビアの実務ではダンピングとその損害の最終的な認定が同時になされ、そのために「直ちに終了する」というのはアンチ・ダンピング措置の対象からデミニミス・ダンピング・マージンしかないと判断された輸出業者を除外することしか意味しないと主張する。このような主張はしかし、ネガティブ・ダンピング・マージンを認定された輸出を「ダンピング輸出」に含めないとするコロンビア自身の実務に適合せず、認めることができない。この点についてコロンビアが援用する Mexico — Anti-Dumping Measures on Rice における上級委員会の判断は、本件とは異なる同事件に固有の事情に基づくものであり、また第 5.8 条に基づく調査を終了する方法を網羅的に特定したものではないため、本件において援用することは妥当ではない。(Paras. 4.90–4.92)

コロンビアは第 5.8 条と第 3.1 条および第 3.2 条に連関性がないことを主張し、第 5.8 条が規定するように調査を直ちに終了するという目的がデミニミス・ダンピング・マージンを損害および因果関係の分析から排除することにあるということアンチ・ダンピング協定は明示的に示していないとし、そのために第 3.3 条、第 9.4 条および第 3.5 条を援用する。しかし、第 3.5 条についてのコロンビアの主張は「ダンピング輸出」について自らが解釈する定義を前提とする自己言及的な論理に依拠するものであり、認められない。また、第 3.3 条と第 9.4 条は特定の事情の下でデミニミス・ダンピング・マージンを問題とするものであることからすれば、コロンビアの主張とは逆に、それらの条文によって第 5.8 条と第 3 条一般との間に連関性があることが確認されると言える。(Paras. 4.93–4.97)

コロンビアは自らの主張の根拠として、アンチ・ダンピング協定の交渉過程において、ダンピングの定義を通常価額と輸出価格との差が一定割合を超えるものに限定しようとするのが否定された記録を提示した。しかし、こうした記録が重要な意味を持つのは、「ダンピング輸入」という文言の意味を解釈するためには、「ダンピング」の定義を参照することで十分であるというコロンビア自身の主張が前提となっている。これまでに述べたところに照らして、そのような解釈は調査の開始と遂行に関するアンチ・ダンピング協定の関連規定全体からなる文脈に反するものであり、そうした交渉記録に基づいてコロンビアの主張を認めることはできない。また、例えコロンビアが援用した交渉記録がデミニミス・ルールがアンチ・ダンピング措置をとる権利に関係することを示していると解し得たとしても、そのことだけではデミニミス・ルールが損害認定を目的とする「ダンピング輸入」の範囲の特定にも関連し得るということを排除するとは認められない。コロンビアが他に援用する交渉資料については、損害認定に対するデミニミス・ダンピング・マージンの関連性が交渉者によって議論されたことをそれらによっては確認することはできない。コロンビアは、「ダンピング輸入」の自らの解釈に依拠してそれら交渉記録を解釈していると言える。このように、コロンビアによって援用された解釈の補助手段は、同国による「ダンピング輸入」の解釈を「許容しうる」ものと認めることを許すものではない。(Paras. 4.98–4.100)

関連条文の文言および文脈についてのコロンビアの解釈は、関連規定の全体的な解釈に適合せず、第 5.8 条が定める調査の「直ちの終了」要件を無意味にするものである。ウィーン条約法条約の第 31 条および第 32 条に照らしてコロンビアの解釈を検討したところ、同条約が定める条約解釈の手法に従って解釈した場合、コロンビアの提示する解釈に至るとは言えない。コロンビアの解釈は堅固で分析的にも支持しうるもので、ウィーン条約法条約が定める条約解釈によって限定された範囲内にある「許容しうる」解釈として敬讓されるべきものであるとは認められない。以上より、パネル報告の 7.303、7.307 および 8.1.e.i を支持し、EU はアンチ・ダンピング協定第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および第 3.5 条に基づく義務に適合してコロンビアが行動しなかったことを証明したと認められる。

IV. 本件の意義

III-1. WTO 紛争処理手続と MPIA 仲裁との関係

MPIA 仲裁は、上級委員会の欠員補充が行われず⁵同委員会が機能し得ないことから生じる問題（パネル報告について上訴が行われることによって報告の採択が妨げられると共に、DSU によって予定されている期限にしたがって紛争解決自体がはかられない、いわゆる空上訴）への対処として、WTO 加盟国の一部により上級委員会に代替する手続として予定されたものである⁶。2020 年 4 月 30 日に原参加国（オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、シンガポール、スイス、ウクライナ、ウルグアイ）が DSB へ宛てた通知⁷により、それら参加国間の紛争について利用が可能となった。2024 年 2 月現在、日本の他、ベナン、エクアドル、マカオ、モンテネグロ、ニカラグア、ペルーも参加を表明している。

MPIA の DSU 上の根拠は代替的手続としての仲裁を定めた第 25 条であり、個別の紛争については別途、MPIA が定めるフォーマットに従った仲裁合意を締結することが予定されている⁸。上級委員会を代替する暫定的なものであることから、MPIA 仲裁の手続は基本的に DSU 第 17 条が定める上級委員会手続に従うものとされ、その任務も「パネルの報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈」である⁹。MPIA 仲裁の仲裁人は、事前に参加国がコンセンサスで任命する 10 名の候補からなるグループ（pool of arbitrators）から、上訴案件毎に 3 名が選

⁵ 上級委員会は最後の委員が 2020 年 11 月 30 日に任期を終了した結果、7 名の枠すべてが欠員となったままである。直近でも、2024 年 1 月 26 日にグアテマラが提案した上級委員会委員の選任手続を再開が、米国の反対によって阻まれた。米国による反対は、73 回目となる。See Krzysztof Pelc, “Have WTO Members Successfully Circumvented the US’ Blockade of the Appellate Body? (and How Would We Know?),” *EJIL: Talk!* (posted on February 13, 2024).

⁶ Joost Pauwelyn, “The WTO’s Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement (MPIA): What’s New?,” *World Trade Review*, Vol. 22 (2023), p. 694.

⁷ JOB/DSB/1/Add.12, para. 1. MPIA 参加国は、上級委員会が欠員のために機能することができない間は、DSU 第 16.4 条に基づく同委員会への上訴を行わないこととしている。 *Ibid.*, para. 2. See *ibid.*, Annex I, para 2.

⁸ *Ibid.*, para. 10.

⁹ *Ibid.*, Annex I, para. 9.

任される¹⁰。仲裁に関わる書面が他の7名の候補者を含めて10名すべてに送付される¹¹。各事案の検討について担当した委員は当該事案についての決定について、他の7名の候補者と協議することができる¹²。実際、本件においては、最終的な仲裁判断が紛争当事国に送付される前に、仲裁人と他のメンバーとの間での協議が行われている¹³。

一般の国際仲裁において、このように事案を担当する仲裁人がそれ以外の者と事案に関わる書面を共有すること、また争点に関わる検討内容について協議することはない。こうした手続的な特徴は、上級委員会における Collegiality（決定における「一貫性と統一性」の確保）を引き継ぐものである¹⁴。

III-2. MPIA 仲裁によるパネル判断の検討

〔アンチ・ダンピング協定第17.6条(ii)に基づく解釈のあり方〕

本件パネルは、アンチ・ダンピング協定第17.6条(ii)の適用について従来の判断に倣い、同第1文は国際法上の条約解釈に関する規則に従った条約解釈を求め、第2文は複数の許容しうる解釈がある場合の処理を定めたものとして段階的に適用するとした（2段階適用）¹⁵。それに対し、本件 MPIA 仲裁は、第2文はそもそも条約解釈の一般規則によっても複数の解釈が導かれ得ることを前提としているとし、第1文と第2文を統合して適用すべきとの見解を示し、措置国の解釈が条約解釈の一般規則によって画される許容可能な解釈の範囲内に含まれるか否かを最初から問題とすべきであるとした（段階適用の否定）¹⁶。

ウィーン条約法条約が定める解釈規則は、特定の正しい解釈を必然的に導くものとしては定められておらず、むしろそれをふまえることによる条約解釈プロセスの適切さの確保をはかったものとされる¹⁷。本件 MPIA 仲裁はそれをふまえて第17.6条(ii)全体を捉えたものとも言える。

これに類する見解を示したのは本件 MPIA 仲裁が初めてではなく、過去のパネルと上級委員会による判断においても既に見受けられる。例えば、米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置事件の上級委員会は、本件 MPIA 仲裁と同様に、第17.6条(ii)の第1文について条約法条約に定められる条約解釈規則が慣習国際法として適用されることを確認した上で、同第2文は条約法条約の定める解釈規則の適用により少なくとも2つの解釈が認められる可能性を「前提と

¹⁰ *Ibid.*, para. 4. 個々の仲裁についての選任は、ローテーション原則も含め、上級委員会の例に倣うとされ、WTO 事務局長によって通知されることとなっている。*Ibid.*, para. 6, and Annex I, para 7.

¹¹ *Ibid.*, para. 5.

¹² *Ibid.*, Annex I, para 8.

¹³ *Columbia – Anti-Dumping Duties on Frozen Fries from Belgium, Germany and the Netherlands, Arbitration under Article 25 of the DSU*, Award of the Arbitrators, 21 December 2022, WT/DS591/ARB25, para. 1.13.

¹⁴ 上級委員会の検討は秘密とされるが（DSU 第17条10項）、Working Procedures は Collegiality として、同委員会における決定の一貫性と統一性を確保するために、上訴に関わる書面の前委員への送付（para. 4 (2)）、最終報告を取りまとめる前における他の委員との意見交換を定めている（para. 4 (3)）。

¹⁵ *Columbia – Anti-Dumping Duties on Frozen Fries from Belgium, Germany, and the Netherlands*, Report of the Panel, *supra* note 4, para. 7.286.

¹⁶ *Supra* note 14, paras. 4.12–4.15.

¹⁷ 坂元茂樹『条約法の理論と実際』（2004年）174–175頁；Richard K. Gardiner, *Treaty Interpretation* (2nd ed., 2017), pp. 10, 30–41.

している」ことを強調する¹⁸。そして、これらをふまえれば、「第 17.6 条(ii)に基づきパネルは、ウィーン条約第 31 条および第 32 条に示される条約解釈規則に基づいて、アンチ・ダンピング協定の関連規定の許容可能な解釈に基づく措置であるかを決定しなければならない」としている¹⁹。米国—ゼロイング手法の維持と継続的な適用事件パネル判断は、同上級委員会の判断を引用する形で踏襲している²⁰。

もともと、当該上級委員会も、「許容しうる」解釈は条約解釈規則の適用により解釈した「後に」認められるものであるとして、2 段階適用の判断枠組それ自体を否定してはいない。しかし、ここで実際に行われているのは、第 17.6 条(ii)全体に基づく判断として、問題となる措置またそれによって具体化された解釈を意識しつつ、それが協定の条文の解釈として認めうるものであるか否かである²¹。その際に、条約解釈の一般規則に従って、問題となる規定の文言がどのように解されるかを論じるのは、2 段階適用と呼ぶまでもなく、条約の解釈適用において常に問題となる作業である。また、論理的にも、第 17.6 条(ii)の第 1 文の適用として条約解釈の一般規則に則って協定を解釈するなかで問題となる措置が許容されると判断できるのであれば、第 2 文を適用する必要はない。むしろ、第 2 文は無用の規定ということになる²²。そのため、2 段階適用という一般論を提示しながらも、実際に行われているのは特に段階によって分けられない単一の条約解釈ということになる。そうであるならば、従来の判断が一般論として示してきた第 17.6 条(ii)の特徴的な文言に即した形式と協定解釈の実態との間には、ズレがあると見ることもできる。第 17.6 条(ii)について、第 1 文と第 2 文は一体として条約解釈の一般規則に則った解釈を求めているとする本件 MPIA 仲裁は、そうした意味での虚構性を、従来の判断について指摘したとも評価することができる。

〔本件におけるパネルと MPIA 仲裁の解釈の相違〕

本件においては、第 5.2 条(iii)の「適当な場合には」、また第 3.1 条、第 3.2 条、第 3.4 条および、第 3.5 条にいう「ダンピング輸入」の解釈が問題となったが、それらの点に関する本件パネルと本件 MPIA 仲裁の解釈には、第 17.6 条(ii)に固有の解釈方式と認めうるような規範的な意味での実質的な違いを認めることができない。確かに、パネルが協定の関連規定や文言について詳細に検討しているのに対し、MPIA 仲裁はコロンビアの示した解釈により限定した検討をしているとは言える。しかし、いずれにしても関連規定を事案から離れて抽象的に解釈したうえで、コロンビアの解釈が許容可能なものであるかを検討しているわけではない。

2 段階適用が通常の条約解釈と異なる独自の解釈アプローチとしての意味を持つとすれば、パ

¹⁸ *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan*, Report of the Appellate Body, 24 July 2001, WT/DS184/AB/R, paras. 57–59.

¹⁹ *Ibid.*, para. 60.

²⁰ *United States – Continued Existence and Application of Zeroing Methodology*, Report of Panel, 1 October 2008, WT/DS350/R, paras. 7.4–7.5.

²¹ *Supra* note 19, para. 61.

²² 実際にも、「[第 17.6 条(ii)の第 2 文は] 2000 年代のゼロイング紛争などにおける一連の上級委員会判断を通じて事実上死文化されている」とも指摘される。宮岡邦夫「いわゆる『ターゲットダンピング』について～WTO 協定解釈の到達点と限界～」*RIETI Discussion Paper Series*, No. 21-J-034 (2021 年) 19 頁。

ネルが「自らの解釈」として抽象的に問題となる協定を解釈し、あり得る解釈を一般的に提示した上で、具体的に問題となっている措置が依拠する解釈がそのいずれかに該当するかを検討するという方式であろう²³。しかし、そのような判断のあり方は、先に挙げた米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置事件において上級委員会がまさに否定しているものである²⁴。本件MPIA 仲裁が2段階適用を否定することで強調したのも、第17.6条(ii)の第1文が条約解釈の一般規則に従って具体的な事件から離れた抽象的一般的な条約解釈を先ず行うことを求め、第2文がそうした抽象的な協定解釈と具体的な事案において問題となった措置が依拠する解釈とを照らし合わせることで、実際の協定解釈の実態に即していないことであったと考えられる。

従来のパネル・上級委員会のアプローチと本件MPIA 仲裁のアプローチとで、アンチ・ダンピング協定の解釈適用に実質的な違いはなく、立証責任など手続的な問題への影響も両者の相違から導かれるようには思われないことからすれば、ことさらにその違いを強調することの意味はないようにも思われる。もっとも、いずれのアプローチをとるかは、分量も含めた報告書における記述のスタイルに関わる形式的な違いを導くことにはなる²⁵。そうした形式は、パネルまた上級委員会による判断の示し方に対して一部の加盟国が提起する批判²⁶との関係では、重要な意味を持ちうることに注意すべきかもしれない²⁷。

〔当事国による条約解釈に対する「敬讓」〕

本件MPIA 仲裁は従来の2段階適用を批判してはいるが、だからといって第17.6条(ii)を、条約解釈の一般規則そのものを確認したものにはすぎないとしているわけではない。あくまで、同条項は条約解釈の一般規則を前提とした上で、そうした規則の適用によっても複数の解釈が生じうる場合に問題となる措置が許容し得る解釈の一つに依拠していると認められるのであれば（例え別の解釈がより適切であると考えられる場合であっても）それに敬讓を払って尊重し、協定に適合すると判断すべきとする点に、第17.6条(ii)の特徴があるとしていることには注意が必要であ

²³ 本件パネルとMPIA 仲裁の判断について、「従前の上級委員会判断や本件パネルはウィーン条約法条約に基づき、自らの解釈を示した後、かかる解釈を当局に当てはめるのに対し、仲裁人らは、最初からウィーン条約法条約に照らして当局の解釈が成立するかのみを検討する点で異なる。」とされるが（高嶋直子「初のMPIA 判断によるアンチダンピング協定17.6条(ii)の解釈」国際商事法務第51巻号（2023）835頁）、このような対比が可能であるのは、「自らの解釈を示した後」というときの「解釈」が問題となる規定を個々の事案の解釈適用から離れて、抽象的に提示される場合と考えられる。

²⁴ *Supra* note 19, para. 61.

²⁵ この点に関連して、本件MPIA 仲裁の仲裁人の1人であったPauwelynが自ら同仲裁判断の短さを、注目すべき「新しさ（novelty）」として指摘していることが注目される。Pauwelyn, *supra* note 6, p. 700.

²⁶ 最大の批判者である米国の見解についての分析として、次を参照。宮岡邦夫「WTO体制下での『法の支配』の復活は可能か～上級委員会危機の本質と打開策に感ずる一考察～」国際商事法務第48巻7号（2020年）893-896頁。

²⁷ 米国は、本件MPIA 仲裁が第17.6条(ii)について示した見解を評価するとのコメントを示している。United States Trade Representative, *Statements by the United States at the Meeting of the WTO Dispute Settlement Body (27 January 2023)*, para. 2.A, available at <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/january/statements-united-states-meeting-wto-dispute-settlement-body>>

る²⁸。

とはいえ、複数の解釈がありうる場合の当事国による解釈への敬讓²⁹という本件 MPIA 仲裁が示す、このような判断枠組も、実際には虚構であるように思われる。国際紛争処理手続一般に言えるものであるが、特に WTO 紛争処理手続また MPIA 仲裁のように、具体的な措置の協定適合性が争われる場合には、措置国の措置に具体化される解釈と協定の条文との関係が問題とされるのであり、抽象的に条文の解釈のみが問題とされるわけではない。言い換えれば、それらの手続においては協定の解釈はその適用と不可分であり、抽象的に可能な解釈の一つに適合するかが問われるわけでない。紛争処理において問われるのは、問題とされる措置が協定に違反するものとして是正することが求められるのか、あるいは協定に違反するものではないとして許容されるのかという 2 値的な判断である³⁰。協定の解釈はそうした 2 値的な判断の基準としてあるいは判断の妥当性を示す根拠として提示されるのである。こうした解釈適用の場面においては、問題とされる措置を基礎づける解釈が「許容しうる」ものであるかという問いは、当該解釈が（協定に反しないという意味で）「正しい (correct)」ものであるかという問いに帰着する³¹。

本件 MPIA 仲裁は、第 17.6 条(ii)の適用上求められるのは、条約解釈の一般規則に従った場合に措置国の解釈に至りえたかであるとし、またその解釈が誠実なもので堅固な論拠に基づいてい

²⁸ *Supra* note 14, para. 4.12 and footnote 42. 従来の 2 段階アプローチが有する政治性について、次を参照。Yury Rovnov, “Article 17.6(ii) of the WTO Anti-Dumping Agreement: Waiting for Chekhov’s Gun to Go Off,” *Journal of International Dispute Settlement*, 2023, pp. 14–15 (available at <<https://doi.org/10.1093/jnlids/idad013>>).

²⁹ 国家が下した判断への尊重としての「敬讓 (deference)」という用語は、欧州人権裁判所において、人権条約の実施について国家に一定の裁量を認め、その裁量の範囲内にある措置であれば条約違反を生じないとする、欧州人権裁判所において発展した「評価の余地 (margin of appreciation)」理論を想起させる。江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における『評価の余地』理論の新たな発展」明治大学大学院紀要第 29 集 (1992 年) 58 頁。アンチ・ダンピング協定についても、第 17.6 条(i)の事実評価については、これに類する敬讓を認めうるものとして言及されることがある。See Jean-Pierre Cot, “Margin of Appreciation,” *Max Planck Encyclopedias of International Law* (Online), paras. 16–28. しかし、本件 MPIA 仲裁が「敬讓」という時、それは条約解釈の一般規則に照らした場合の国家による解釈の許容可能性のことであり、「評価の余地」理論と同じ意味での「敬讓」を問題としているのかは、明らかではない。

³⁰ 問題となる措置が条約に反するか否かを判断することができない場合（問題となる措置の条約適合性を判断する基準あるいは根拠を何ら認めることができない場合）もありうるが、それはいわゆる「法の欠缺」であり、この場合には判断を求められた条約解釈機関は「判断不能 (*non liquet*)」を宣言せざるを得ない。パネルまた上級委員会に「判断不能」を宣言することが認められるかについては、議論がある。See Lorand Bartels, “The Separation of Powers in the WTO: How to Avoid Judicial Activism,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 53 (2004), pp. 874–877. この点についてどのように考えるかは、国際裁判について指摘されるのと同様に、紛争処理におけるパネルおよび上級委員会の役割をどのように理解するかにも帰着する。Daniel Bodansly, “Non Lique,” *Max Planck Encyclopedias of International Law* (Online), para. 16.

³¹ See Panos Merkouris, “The ‘Correct Interpretation’ Premise in International Adjudication,” in Kostiantyn Gorobets, Andreas Hadji Georgiou, and Pauline Westerman eds., *Conceptual (Re)Constructions of International Law* (2022), pp. 225–227, 231.

ると言えるかであるとする³²。このような判断枠組は、しかし、被申立国の措置を正当化する解釈が条約解釈の一般規則に照らして適切でないことを証明することが申立国に求められるということと、実質的に何ら変わりはないように思われる³³。実際、本件 MPIA 仲裁が下した条約解釈に関する具体的な判断にも、条約解釈一般と異なるような、第 17.6 条(ii)に基づく条約解釈審査の特殊性を認めることは難しい。

このように、従来のパネルまた上級委員会の判断に見られるような 2 段階適用というアプローチも、また本件 MPIA 仲裁が示すアプローチも、いずれもウィーン条約法条約が示す条約解釈規則に照らして特に特殊なものではない。それらが特種であるように見えるのは、第 17.6 条(ii)の特種な規定ぶりをめぐる見解として提示されているためである。いずれのアプローチもその実質において通常の条約解釈と異なるものではないということは、結局のところ第 17.6 条(ii)の規定ぶり自体が、特別な法的効果を生じるようなものではないということを示しているとも言える³⁴。

もっとも、本件 MPIA 仲裁がいう「敬讓」を、またその根拠としての第 17.6 条(ii)にいう「許容しうる」という文言を、同条項に特有の条文構造をふまえた意味として捉えることができるのであれば、別の評価もありうる。例えば、本件 MPIA 仲裁は、第 17.6 条(ii)に基づく措置国の解釈を審査する際にも、(第 17.6 条(i)に基づく事実評価の審査と同様に) 措置国に代わって「新たに」条約を解釈するのではないとしている³⁵。条約解釈の一般規則に基づいて解釈しつつ、しかし措置国に代わる解釈を行うのではないということが何を意味するのか、仲裁判断からは明らかではない。ただ、そのような観点からすると、問題とされる条約解釈の「許容性」(「許容しうる解釈」であるか)は、条約に違反するかないかという 2 値的判断ではない、別の意味で理解されうるかもしれない³⁶。そして、そうした「許容性」が認められる場合に行われる措置国による解釈への「敬讓」も、国家の裁量的判断の尊重という意味とは異なる意味で理解しうるかもしれない。しかし、本件 MPIA の仲裁判断からは、仲裁人がそうした問題意識を有していたのか、またどのように考えていたのかを読み取ることはできない。本件仲裁判断は、措置国に代わり新たに条約を解釈するのではないという観点から問題となる条約解釈の「許容性」の意味を問い直すことで、第 17.6 条(ii)に基づく固有の解釈方式を捉える可能性を示したに留まる。この可能性が今後の MPIA 仲

³² *Supra* note 14, para. 4.81.

³³ Rovnov, *supra* note 27, p. 16.

³⁴ このように、第 17.6 条(ii)の規定ぶりに特別な意味を認めないことは、条約の規定およびその文言に十分な効果を与えるように解釈すべきであるとする、いわゆる「実効性の原則 (principle of effective interpretation/principe de l'effet utile)」に照らして適当ではないとの見解もあり得るところである。しかし、同原則はウィーン条約法条約が示す条約解釈規則においては独立した規則としてではなく、用語の通常の意味に従って「誠実に解釈する」という一般規則に含まれるものとされていることからわかるように、条約解釈における考慮要素の一つにすぎない。同原則は、条約解釈規則に従って解釈する際に、条約規定またその文言に十分に注意を払って解釈するよう努めることを求めるに留まる。その結果として、一般規則の確認に留まるとの解釈や特別な意味を有するものではないとの解釈を妨げるものではない。See Gardiner, *supra* note 17, pp. 168–170.

³⁵ *Supra* note 14, para. 4.13.

³⁶ このような理解を示唆するものとして、次を参照。Donald McRae, “Treaty Interpretation by the WTO Appellate Body: The Conundrum of Article 17(6) of the WTO Antidumping Agreement,” in Enzo Cannizzaro, *The Law of Treaties Beyond the Vienna Convention* (2011), pp.180–182.

裁、またパネルにおいて具体的な形をとって展開されるのか、注目される。